

組合員加入申込みに際しての表明及び確約

七ヶ宿町森林組合 御中

私は、七ヶ宿町森林組合（以下、貴組合）への加入申込みにあたり以下のとおり表明・確約をいたします。
現在、次の1及び2のいずれにも該当しないことを表明し、ならびに将来に渡り該当しないことを確約します。
また、自ら第三者を利用して次の3のいずれにも該当する行為を行わないことを確約します。

私は、これにより、定款の規定に基づき表明及び確約に関し虚偽の申告があった場合、組合員資格を喪失する、又は除名となることがあることを確認します。

なお、これにより私に損害が生じた場合でも、貴組合になんらの請求もせず、また、貴組合に損害が生じたときは、私はその責任を負うものとします。

1. 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、総会屋等・社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者
(以下これらを「暴力団員等」という。)
2. 次の各号のいずれかに該当する者
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等を利用してしていると認められる関係を有すること。
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
3. 自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をしたとき。
 - (1) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて、貴組合の信用を毀損、又は貴組合の業務を妨害する行為
 - (2) 暴力的な要求行為
 - (3) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (4) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

令和 年 月 日

住 所

氏名又は団体名

